

健 発 0 2 1 3 第 4 号
令 和 2 年 2 月 1 3 日

各

都 道 府 県 知 事
保 健 所 設 置 市 市 長
特 別 区 区 長

 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として
指定する等の政令等について（施行通知）

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）については、我が国及び海外における新型コロナウイルス感染症の発生状況の変化等を踏まえ、本日、新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令（令和2年政令第28号）、検疫法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第29号）、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（令和2年政令第30号）及び新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令第三条の規定により検疫法施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令（令和2年厚生労働省令第16号）が別添のとおり公布され、令和2年2月14日から施行される。

これらの命令の概要は下記のとおりであるので、貴職におかれては、内容を十分御了知いただくとともに、貴管内市町村及び関係機関等への周知を図り、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令（令和2年政令第28号）
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の指定
検疫法第34条の感染症の種類として新型コロナウイルス感染症を指定する。
 - (2) 検疫法第34条の政令で定める期間
新型コロナウイルス感染症を検疫法第34条の感染症の種類として指定する期間は、この政令の施行の日以後同日から起算して1年を経過する日までの期間とする。
 - (3) 検疫法等の準用
新型コロナウイルス感染症については、検疫法第2条の2（第2項を除く。）、第2章（法第7条、第16条第1項並びに第18条第2項及び第3項を除く。）及び第4章（法第34条から第40条までを除く。）の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を準用するとともに、所要の読替えをする。
 - (4) 停留の期間
新型コロナウイルス感染症の停留の期間は、336時間とする。
 - (5) 施行期日
公布の日の翌日から施行する。
- 2 検疫法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第29号）
 - (1) 検疫感染症からの削除
新型コロナウイルス感染症を検疫法第2条第3号の政令で定める感染症から削除する。
 - (2) 診察等を行う検疫感染症以外の感染症への追加
新型コロナウイルス感染症を検疫法第26条の2の政令で定める感染症に追加するとともに、病原体の有無に関する検査の手数料を4,200円と定める。
 - (3) 検疫感染症に準ずる感染症への追加
新型コロナウイルス感染症を検疫法第27条第1項の政令で定める感染症に追加する。
 - (4) 施行期日
公布の日の翌日から施行する。

3 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（令和2年政令第30号）

(1) 無症状病原体保有者の入院の措置対象への追加

新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者を新型コロナウイルス感染症の患者とみなして、入院の措置の対象とする。

(2) 施行期日

公布の日の翌日から施行する。

4 新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令第三条の規定により検疫法施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令（令和2年厚生労働省令第16号）

(1) 検疫法施行規則の準用

新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令（令和2年政令第28号）により、新型コロナウイルス感染症を検疫法（昭和26年法律第201号）第34条の政令で定める感染症として定めるとともに、同法のうち準用する規定を定め、所要の読替えを行うこととしたところ、これらの規定に基づく検疫法施行規則（昭和26年厚生省令第53号）の規定の準用に当たって、所要の読替えを設けるもの。

(2) 施行期日等

公布の日の翌日からとする。

施行の日から起算して1年を経過した日に、その効力を失う。